

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）についての
意見の要旨と本市の考え方

	意見の要旨	市の考え方
1	障害者計画との連携が位置付けられているが、障害福祉サービスと介護サービスを併用する対象者も増えてきている。障害福祉サービスから円滑に移行できるよう、高齢者や介護事業者へ制度の周知を行い、障害と高齢の連携を進めてほしい。	障害のある方が 65 歳に到達された後も、障害特性により障害福祉サービスの利用も必要な場合は、円滑に利用できるよう区役所において対応しています。また、区役所で配布している案内文や市ホームページを通じ制度の周知を行っています。 今後も、個別の状態に応じ、必要なサービスを受けることができるよう、障害福祉サービス利用者等に対する制度の案内や、研修の機会を活用したケアマネジャー等に対する制度の周知等に取り組みます。
2	57 ページ、「1 介護保険施設等の整備（1）介護保険施設の整備 ア 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）」について、令和 6 年度に 32 の増床をし、令和 7 年度は 0 で、令和 8 年度で 100 床の増床を公募するものと受け取れるが、6 年度に 8 年度整備分を含めて公募を行うのであれば、そのように記載するべきである。	57 ページは、介護保険法等関係法令に基づき、本計画期間における各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数等を記載しています。 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の整備数「令和 6 年度 112 人分」及び「令和 8 年度 100 人分」の記載は、記載の年度に人数分のサービス提供が開始されることを示しており、公募の時期を記載するものではありません。 各年度の整備に向けた公募につきましては、必要な工期等を踏まえ、堺市ホームページにおいて適宜ご案内する予定です。
3	介護保険料がこれ以上引き上げられたら生活できない。介護保険給付費準備基金を取り崩して、介護保険料を引き下げてほしい。市民の負担軽減のため、保険料の減免制度を拡充してほしい。 国・大阪府の公費負担を増やすよう大阪府に要望してほしい。	第 9 期介護保険料につきましては、介護保険給付費準備基金の令和 5 年度末残高見込額約 32 億円を全額投入し、引下げを行っています。 また、本市では、独自の施策として、特に生活にお困りの方に収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 なお、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることを国に要望しています。また、同内容を国に働きかけるよう大阪府に要望しています。